

文教福祉委員会 委員長報告

令和5年12月15日

文教福祉委員長報告を行います。

去る12月1日に開議された本会議において、本委員会に付託された

「議第3号 安来市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について」

「議第4号 安来市立図書館条例の一部を改正する条例制定について」

「議第9号 指定管理者の指定の議決の一部変更について」

の3件について、8日に審査を行いました。また、審査とは別に、所管事項である安来市立病院の視察を行い、誰ひとり取り残さない窓口構築事業について、市民課にて説明を受けました。それでは、審査結果と経過について報告いたします。

まず審査の結果については、3件ともに全会一致で執行部提出原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、審査の経過について主なものを申し上げます。

「議第3号」について、委員の「1月1日から適用とのことだが、12月出産の場合は対象とならないのか。」との質問に対し、執行部からは「12月出産の方は1月、2月が対象となる。11月1日以降に出産の方が対象となる。」と答弁がありました。さらに委員より、「議案には、12分の1の額の減額とあるが、国が示した形か。」との質問があり、執行部より「12分の1は、12月で割ったうちの1月分という表現である。」と答弁がありました。さらに委員の「他の自治体も一律、このような形となるのか。」との質問があり、執行部より「一律、そうなる。」と答弁がありました。

「議第4号」について、委員の「市内3つの図書施設において、広瀬、伯太は従来通りという解釈で良いか。」との質問に対し、執行部からは「現在のところ、伯太と広瀬は今まで通りの予定である。」と答弁がありました。

「議第9号」について、委員の「一旦区切り、契約を結ぶのと、延長するのでは違いがあるか。」との質問に対し、執行部からは「一旦区切った場合は、新たに指定管理者の公募を行うこととなる。現在、移転計画が進んでいる中では、継続して現在の指定管理者に行っていただくのが良いという判断で、5年間の延長としたところである。」と答弁がありました。

以上、文教福祉委員長報告といたします。